

総合評価落札方式（簡易型）

運用ガイドライン

平成26年4月

宮崎県 小林市

目次

1	はじめに	1
2	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」について	2
3	総合評価落札方式について	2
4	総合評価落札方式（簡易型）における審査・評価等	5
5	実施手順	8
6	入札公告における記載事項	9
7	総合評価落札方式（簡易型）における評価項目及び評価基準	10
7-1	評価項目とウエイト	10
7-2	簡易型における評価項目ごとの評価基準及び配点	11
8	評価項目及び評価基準に関する細部運用	17
9	総合評価による落札者の決定	24
10	その他の留意事項	25
10-1	評価内容の担保	25
10-2	中立かつ公正な審査・評価の担保	25
10-3	ヒアリング	26
10-4	情報の公開	28
11	参考	29
12	様式	31

1 はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

また、現下の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきている。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行された。品確法は、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」としており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を掲げている。

本ガイドラインは、小林市発注工事について、品確法及び基本方式に基づき品質確保を図っていくために、総合評価落札方式（簡易型）の実施手順や評価基準等を取りまとめたものである。

2 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」について

(1) 法律制定の背景

公共工事の発注者は、社会資本を整備・維持するものとして、公正さを確保しつつ良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。

建設工事に関しては、目的物が使用されて初めてその品質を確認でき、発注段階ではその品質を確認することができないという特性を有している。このため、発注段階において、よい品質のモノを調達するためには、技術的信頼のおける受注者を決定することが重要である。

また、公共工事が抑制される中、その受注をめぐる価格競争の激化により下請業者、労働者へのしわ寄せなど公共工事の品質低下に関する懸念が生じている。

これらを踏まえ、「品確法」が施行された。

(2) 品確法の理念と方策

品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして入札段階における「価格」と「技術提案等の内容」とを合わせて評価する総合評価落札方式の適用を掲げている。

(3) 総合評価落札方式の効果

総合評価落札方式の適用により、技術的能力を有する者が施工することとなり、工物品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策等が高率かつ適切に図られることにより、市民サービスの向上に繋がる。

また、民間企業が技術的競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

3 総合評価落札方式について

(1) 総合評価落札方式の種類

公共工事の規模、技術的な工夫の余地に応じて、総合評価落札方式は、簡易型、標準型、高度技術提案型に分けられる。

① 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象として以下の3つの型式に分けられる。

1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象として適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するために、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格とを評価項目とするもので、配置予定技術者に対してヒアリングを行う方式である。

2) 簡易型Ⅱ 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象として適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するために、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格とを評価項目とするもので、配置予定技術者に対してヒアリングを行わない方式である。

3) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件としない場合の総合評価落札方式のタイプをいう。同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価すること等が考えられる。

② 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う方式である。

③ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を求める等、提案範囲の拡大に努め、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う方式である。

(2) 総合評価落札方式の進め方

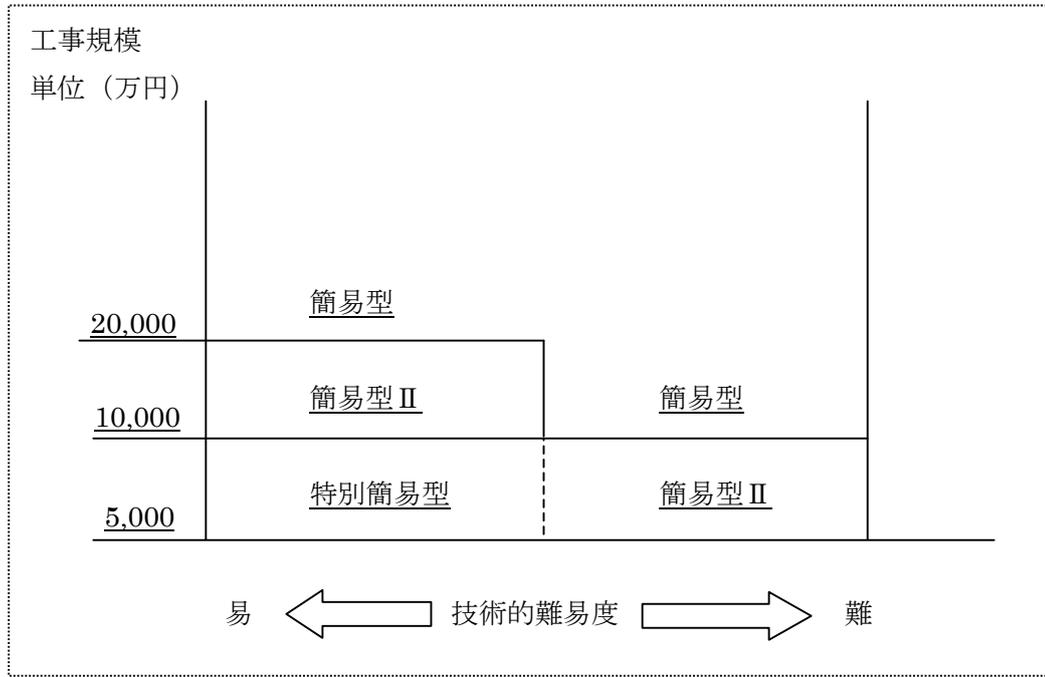
総合評価落札方式にあたっては、市の発注工事は国や県に比べて、中小規模の工事が多いこと及び入札手続きや技術提案の審査方法など実施手順を習得する観点から簡易型を先行することとし、標準型等については、状況を踏まえ導入を検討することとする。

以下、当ガイドラインは簡易型について記載する。

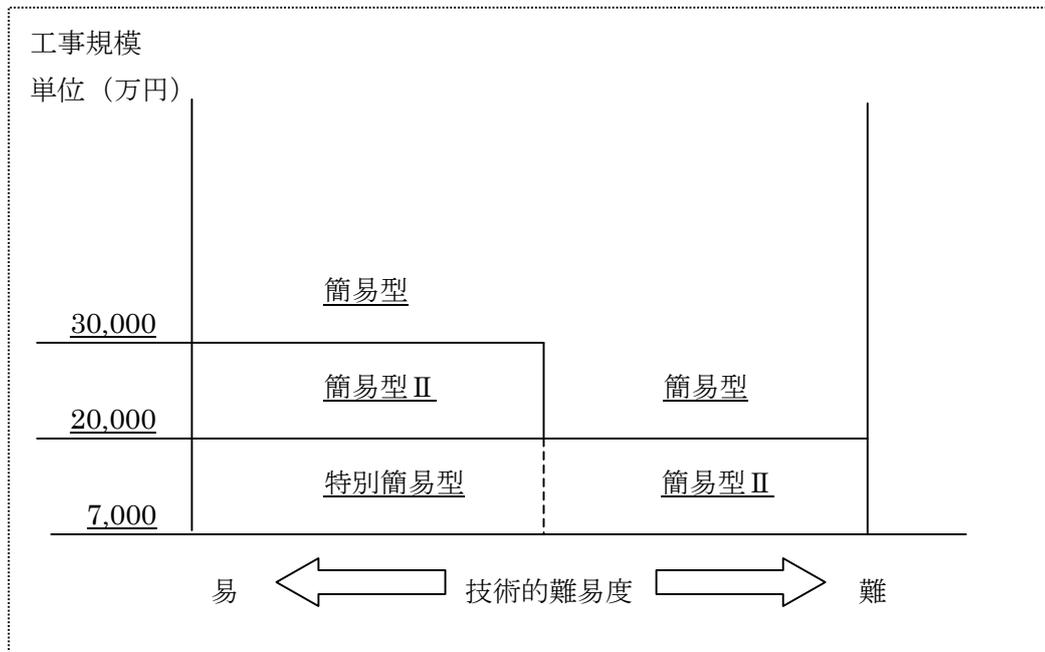
(3) 対象工事

総合評価落札方式（簡易型）による対象工事については、一般競争入札方式により執行する建設工事の内、技術的な工夫が見込まれる工事とする。

◆適用区分（土木一式工事及び水道施設工事）



◆適用区分（建築一式工事）



4 総合評価落札方式（簡易型）における審査・評価等

（1）総合評価落札方式（簡易型）の意義

当方式を適用する工事においては、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認する。

適切かつ確実な施工を行うことは、工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減につながると考えられる。

また、地域の視点から見ると、工事場所の現地条件を熟知しているなど地域に精通している企業が工事を実施することにより、地域住民にとっては、工事が円滑に進み、安心感を持つことができるといった利益を享受することも期待できる。

（2）入札参加のための資格審査及び技術提案の評価・活用の流れ

入札参加のための資格審査は、定期に実施している有資格業者名簿の作成に際して行う審査に加え、個別工事の発注に際して行う入札資格要件の確認審査により行う。

また、個別工事の発注に際しては、技術提案を評価し価格との総合評価を行う。

なお、特別簡易型では簡易な施工計画の提出は求めないので、簡易な施工計画は審査・評価の対象外とする。

① 個別工事に際しての入札参加資格要件の確認審査

簡易な施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等について審査を行う。審査の結果、審査基準（入札参加要件）を満たしていない場合は、当該企業の競争参加資格を認めない。

また、入札参加資格要件については、各工種毎に別途定め、必要に応じて配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。

② 総合評価落札方式における技術提案の評価

技術資料のうち、施工計画における工程管理、品質管理や施工上配慮すべき事項に関する資料を技術提案として評価する。また、企業の施工実績や工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事における施工経験等も合わせて評価する。

技術提案の評価にあたっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から評価を行う。

なお、簡易な施工計画については、上記①の技術審査における施工計画に対して評価を行うものとする。

③ 総合評価

上記②の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

表一 1 技術的難易度表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 易 技術的難易度 難 → </div>			
	易	普通	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工等	共同溝（推進・開削）、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル	トンネル（シールド、開削）
河川	堤防、護岸、床止め、床固め、浚渫、維持管理	樋門・樋管、伏せ越し、揚排水機場	堰・水門
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	突堤、離岸堤	
砂防	流路工、維持管理	砂防ダム、斜面对策	
港湾	ブロック類製作	浚渫、防波堤（ブロック式）、岸壁（杭式栈橋除く）、地盤改良、捨石基礎、ケーソン製作・据付、岸壁工事（杭式栈橋）	

（注 1）技術的提案の余地の大きいものを標準型とする。

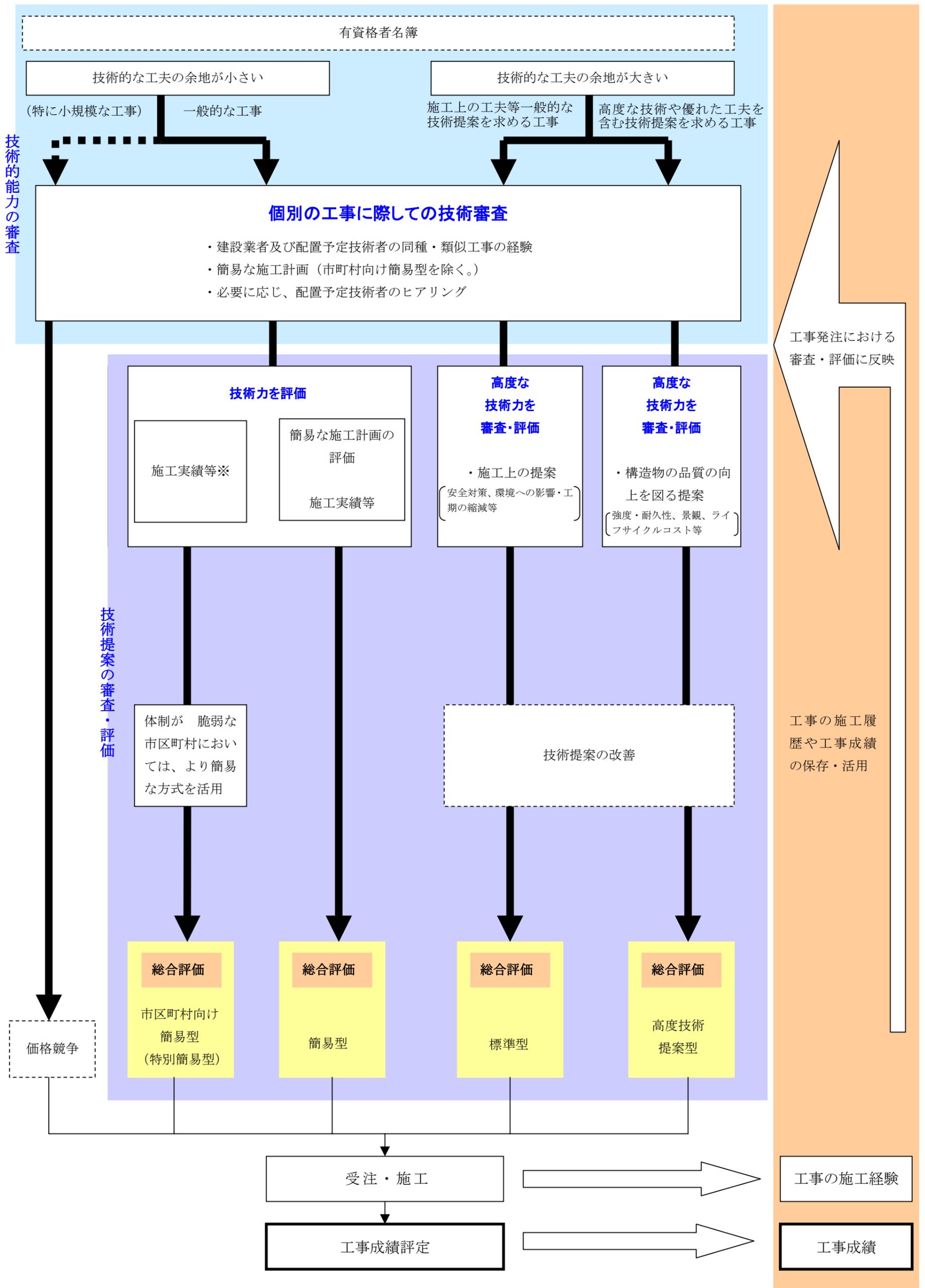
（注 2）技術提案の余地の小さいものを特別簡易型とする。

（注 3）工事の難易度は、対象工事の仮設工法、施工条件、環境条件等に関する「技術提案の余地の大小」により、前後のランクを選定することができる。

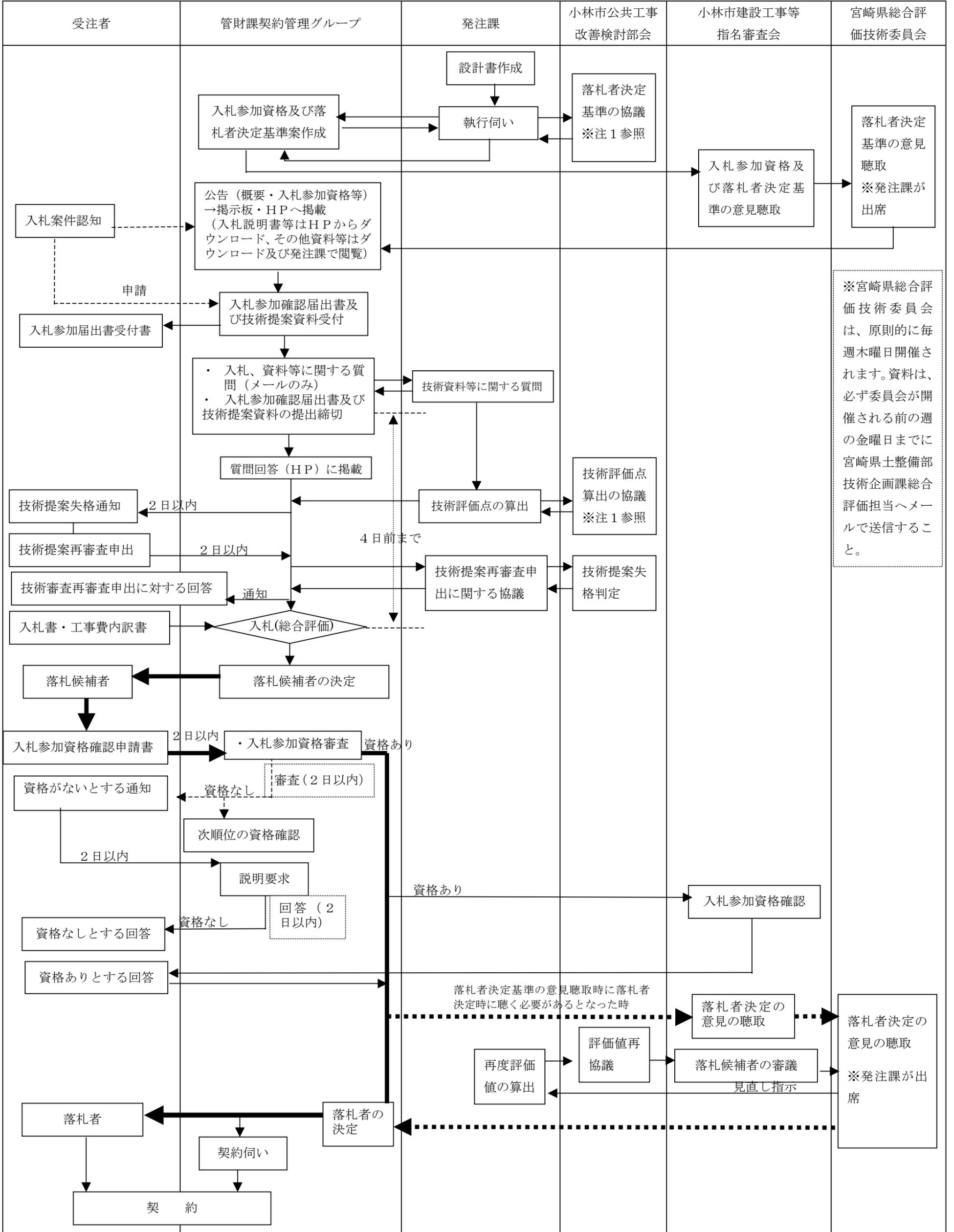
表一 2 各型式の特長

型式	技術的特性	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
高度技術提案型	高度な技術提案を要する工事	構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト 工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等 環境の維持、景観等
標準型	高度な技術提案を要する以外の工事	発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	<ul style="list-style-type: none"> 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等
簡易型	<ul style="list-style-type: none"> 簡易型 簡易型Ⅱ 	技術的な工夫の余地が小さい工事	施工の確実性を確保するための技術提案が重要
	<ul style="list-style-type: none"> 特別簡易型 	技術的な工夫の余地が小さい一般的な小規模な工事	技術提案なし
			簡易な施工計画、同種・類似工事の施工実績、工事成績等
			同種・類似工事の施工実績や工事成績等

図-1 公共工事における資格審査・技術力の評価・活用の流れ



※技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価



(注1) 公共工事改善検討部会の意見聴取は、簡易型Ⅱ以上とする。特別簡易型は管財課契約管理グループ工事検査官と協議する事で公共工事改善検討部会の意見聴取は省略可。

6 入札公告における記載事項

(1) 条件付一般競争入札

条件付一般競争入札において、総合評価落札方式による入札を行う場合においては、次の次号に掲げる事項について公告する。

- ① 総合評価落札方式の方法による旨
- ② 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- ③ 技術提案資料の提出期限
- ④ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないこと。
- ⑤ 提案内容に不履行が認められた場合は、工事成績を減ずる措置を行うことがあること。
- ⑥ ヒアリングを行う場合は、その日時・場所（簡易型）
- ⑦ 配置予定技術者の他の工事との重複応札は認めないことを原則とする（重複する工事それぞれが主任技術者の専任の義務を要しない工事、又はいわゆる JO（工期等の理由から工事を分割して発注する場合、同じ業者が落札すると、工期的に困難となってしまう恐れがあることから、分割工事のうち最初の入札の落札者がその後の入札に参加できない条件を付すこと。）の関係にある工事を除く。）。
- ⑧ その他必要と認める事項

7 総合評価落札方式（簡易型）における評価項目及び評価基準

7-1 評価項目とウエイト

簡易型は、対象工事の難易度や規模により簡易型、簡易型Ⅱ、特別簡易型に区分し、評価の視点、評価項目及びウエイトを表-3のように設定する。

表-3

評価の視点	評価項目		ウエイト		
			簡易型	簡易型Ⅱ	特別簡易型
施工計画	工程管理に係る技術的所見		40	20	/
	品質管理に係る技術的所見				
	施工上の課題に係る技術的所見				
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見				
企業の施工能力	企業の技術力	過去10年間の同種工事の施工実績	70	70	70
		過去5年間の工事成績評定点の平均点			
		ISO,COHSMS等の取得状況			
		優良表彰の実績			
		受注状況			
	企業の地域社会貢献度	地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績			
		災害時の協定の加入			
		消防団員雇用状況			
		市県民税の納入方法			
		障がい者の雇用状況			
配置予定技術者の能力	過去10年間の主任（監理）技術者等の同種工事の施工経験		30	30	30
	過去5年間の配置予定技術者の工事成績評定点の平均点				
	配置予定技術者の資格（期間）				
	優良表彰の実績				
	ヒアリング				

7-2 簡易型における評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 簡易な施工計画

表-4

評価項目	評価基準	配点		
		簡易型	簡易型Ⅱ	特別簡易型
① 工程管理に係る技術的所見	本工場の現場条件を考慮し、優れた工夫のある手順であり、工程の短縮も見られる。	10	20	
	本工場の現場条件を考慮し、工夫のある手順である。	5	10	
	一般的な手順である。	0	0	
	未記入、又は不適切である。	欠格	欠格	
② 品質管理に係る技術的所見	工事目的物に即した品質確保が適切であり、優れた工夫がみられる。	10	20	
	工事目的物に即した品質確保が適切であり、工夫がみられる。	5	10	
	一般的な観点で品質確保が適切である。	0	0	
	未記入、又は不適切である。	欠格	欠格	
③ 施工上の課題に係る技術的所見 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	現場条件を理解し、課題への対応が的確に図られ優れた工夫がみられる。	10	20	
	現場条件を理解し、課題への対応が的確に図られ工夫がみられる。	5	10	
	一般的な観点で課題への対応が的確である。	0	0	
	未記入、又は不適切である。	欠格	欠格	
④ 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	現場条件を理解し、施工上配慮すべき事項の抽出とその対応が適切で優れた工夫が見られる。	10	20	
	現場条件を理解し、施工上配慮すべき事項の抽出とその対応が適切で工夫が見られる。	5	10	
	現場条件を理解し、現場条件に即した配慮すべき事項の抽出とその対応が一般的な観点において適切である。	0	0	
	未記入又は不適切である。	欠格	欠格	
合計		／40	／20	

【取扱い】

- 1) 簡易型の施工計画の評価項目は、工事内容により①～④の中から適宜2項目以上選択するものとする。ただし、合計点が40点になるように配点する。(2項目の場合は20点、3項目の場合は13.3点(2項目)及び13.4点)簡易型Ⅱの評価項目は、①～④の中から1項目選択するものとする。

(2) 企業の施工能力

表-5

評価項目	評価基準		配点		
			簡易型	簡易型Ⅱ	特別簡易型
① 過去10年間の同種 工事の施工実績	同種工事又は類似 工事の実績がある。	○件以上	10	10	10
		○件以上○件未満	点数は、発注担当各課で 配点する。		
		○件以上○件未満			
		○件以上○件未満			
同種工事及び類似工事の実績がない。		0	0	0	
② 過去5年間の同一業 種の工事成績点の平 均点	評価点 =20点× (工事成績点-65点) ÷(85点-65点)		/20	/20	/20
③ ISO,COHSMS等の 取得状況	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マ ネジメントシステム),OHSAS18001,エコアクション のうち3つ以上取得している。		3	3	3
	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マ ネジメントシステム),OHSAS18001,エコアクション のうち2つ取得している。		2	2	<u>2</u>
	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マ ネジメントシステム),OHSAS18001,エコアクション のうち1つ取得している。		1	1	1
	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マ ネジメントシステム),OHSAS18001,エコアクション のいずれも取得していない。		0	0	0
④ 過去5年間の優良表 彰の実績有無	優良表彰の実績がある。		3	3	3
	優良表彰の実績がない。		0	0	0
⑤ 受注状況	当該年度における受注状況	受注件数=0	1.5	1.5	1.5
	当該年度における受注状況	受注件数=1	7.5	7.5	7.5
	当該年度における受注状況	受注件数≥2	0	0	0
⑥ 災害時の協定の有無	災害時の協定に加入している。		2	2	2
	災害時の協定に加入していない。		0	0	0
⑦ 小林市内における過 去2年間の地域貢献 若しくは地域活動 (ボランティア)の 実績	地域貢献又は地域 活動の実績があ る。	○回以上	10	10	10
		○回以上○回未満	点数は、発注担当各課で 配点する。		
		○回以上○回未満			
		○回以上○回未満			
上記に該当しない。		0	0	0	

⑧ 消防団員雇用状況	消防団員を3名以上雇用している	3	3	3
	消防団員を2名雇用している。	2	2	2
	消防団員を1名雇用している。	1	1	1
	消防団員を雇用していない。	0	0	0
⑨ 市県民税の納入方法	特別徴収事業者	2	2	2
	普通徴収事業者	0	0	0
⑩ 障がい者の雇用状況	障がい者の法定雇用義務がある。：障がい者が法定雇用数以上 障がい者の法定雇用義務がない。：障がい者の雇用が1名以上	2	2	2
	障がい者の法定雇用義務がある。：障がい者が法定雇用数未満 障がい者の法定雇用義務がない。：障がい者の雇用がない	0	0	0
合計		／70	／70	／70

(3) 配置予定技術者の施工能力

表-6 [土木一式工事及び水道施設工事]

評価項目	評価基準		配点		
			簡易型	簡易型Ⅱ	特別簡易型
① 過去10年間の主任(監理)技術者等としての同種工事の施工経験	同種工事又は類似工事の実績がある。	○件以上	(14) 10	14	14
		○件以上○件未満	}	}	}
		○件以上○件未満			
		○件以上○件未満			
	同種工事及び類似工事の実績がない。	0	0	0	
② 過去5年間の同一業種の主任(監理)技術者等としての工事成績	評価点 = 5点又は10点× (工事成績点-65点) ÷ (85点-65点)		(/10) /5	/10	/10
③ 技術士(建設部門)、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士としての資格(期間)	技術士又は1級土木施工管理技士 (技術士(上下水道)又は1級管工事施工管理技士)	10年以上	(5) 5	5	5
		10年未満	(4) 4	4	4

<p>【水道施設業に係る工事】 技術士(上下水道)、1級 管工事施工管理技士又は <u>2級管工事施工管理技士</u> としての資格(期間)</p>	2級土木施工管理 技士 (2級管工事施 工管理技士)	10年以上	(3) 3	3	3
		3年以上 10年未満	(2) 2	2	2
		3年未満	(1) 1	1	1
	資格なし		0	0	0
④ 過去5年間の主任(監 理)技術者等としての 優良表彰の実績の有無	優良表彰の実績がある。		(1) 1	1	1
	優良表彰の実績がない。		0	0	0
⑤ ヒアリング 技術者の専門技術力 ・関連分野における施 工経験や知識量 ・担当工事における主 体性,創意工夫	実績として挙げた工事の担当分野に 中心的・主体的に参画し、創意工夫 等の積極的な取組みが確認できる。		(0) 3		
	実績として挙げた工事の担当分野に おいて適切な工事管理を行ったこと が確認できる。		(0) 1.5		
	その他		0		
⑥ 当該工事の理解度・取 組姿勢 ・当該工事の施工上の 課題や問題点等の理 解度 ・課題への対応に関す る技術的な裏付け ・疑問点等に対する質 問等の積極性	当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等積極的な取組み 姿勢が見られる。		(0) 5		
	当該工事について適切に理解してい る。		(0) 2.5		
	その他		0		
⑦ 技術者の技術上のコミ ュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速で ある。		(0) 1		
	その他		0		
合計			/ 30	/ 30	/ 30

※ 簡易型は、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。なお、対象工事の内容等に照らし合わせてヒアリングを行う必要がないと判断される場合は、ヒアリングを実施しないこともできる。その場合の配点は()書きとする。

表－7 [建築一式工事]

評価項目	評価基準		配点		
			簡易型	簡易型Ⅱ	特別簡易型
① 過去10年間の主任(監理)技術者等としての同種工事の施工経験	同種工事又は類似工事の実績がある。	○件以上	(14) 10	14	14
		○件以上○件未満	}	}	}
		○件以上○件未満			
		○件以上○件未満			
	同種工事及び類似工事の実績がない。		0	0	0
② 過去5年間の同一業種の主任(監理)技術者等としての工事成績	評価点 = 5点又は10点× (工事成績点－65点) ÷ (85点－65点)		(/10) /5	/10	/10
③ 建築工事業に係る工事 1級建築士又は1級建築 施工管理技士としての 資格(期間)	10年以上		(5) 5	5	5
	3年以上10年未満		(3) 3	3	3
	3年未満		(1) 1	1	1
	資格なし		0	0	0
④ 過去5年間の主任(監理)技術者等としての優良表彰の実績の有無	優良表彰の実績がある。		(1) 1	1	1
	優良表彰の実績がない。		0	0	0
⑤ ヒアリング 技術者の専門技術力 ・関連分野における施 工経験や知識量 ・担当工事における主 体性、創意工夫	実績として挙げた工事の担当分野に 中心的・主体的に参画し、創意工夫等 の積極的な取組みが確認できる。		(0) 3		
	実績として挙げた工事の担当分野に おいて適切な工事管理を行ったこと が確認できる。		(0) 1.5		
	その他		0		

⑥ 当該工事の理解度・取 組姿勢 ・当該工事の施工上の 課題や問題点等の理 解度 ・課題への対応に関す る技術的な裏付け ・疑問点等に対する質 問等の積極性	当該工事について適切に理解した上 で、施工上の提案等積極的な取組み姿 勢が見られる。	(0) 5		
	当該工事について適切に理解してい る。	(0) 2.5		
	その他	0		
⑦ 技術者の技術上のコミ ュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速で ある。	(0) 1		
	その他	0		
合計		/ 3 0	/ 3 0	/ 3 0

※ 簡易型は、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。なお、対象工事の内容等に照らし合わせてヒアリングを行う必要がないと判断される場合は、ヒアリングを実施しないこともできる。その場合の配点は()書きとする。

8 評価項目及び評価基準に関する細部運用

先に示した評価項目及び評価基準を適用する際の細部運用や留意事項を以下に示す。

(1) 簡易な施工計画について

① 評価項目の適用

- ・「簡易型」又は「簡易型Ⅱ」では必須項目とし、現場が抱える課題等を踏まえ、適宜必要な評価項目を設定する。

② 評価基準の適用

- ・(b)～(d)の評価については、出来るだけ客観的な評価となるよう、ポイントに基づく「1位満点方式」による相対評価を適用するものとする。

③ 各評価項目設定に関する運用事項

評価項目	評価項目設定に関する運用事項
(a) 施工計画及び工程管理に関する技術的所見 (様式第4-1号)	① 工程管理が重要な要因となる工事において、当該工事に関する概略の工程表の提出を求める。この際、施工計画や工程管理に係る技術的所見を工程表の下（又は別紙）に記載を求める。
(b) 品質管理に係る技術的所見 (様式第4-2号)	① 当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、「〇〇工（又は構造物名）に施工上使用する材料（〇〇）」の品質管理に対する技術的所見を求める。 ② コンクリートの重要構造物を含む工事においては、原則として「コンクリートの品質管理」に関する技術的所見を求めるものとする。 ③ 100 t 以上のアスファルト舗装工を含む工事においては、原則として「アスファルトの品質管理」に関する技術的所見を求めるものとする。
(c) 施工上の課題に係る技術的所見 (様式第4-3号)	① 当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策に対する技術的所見を求める。 ② 施工上特に留意する必要がある工種・工法等について、その課題に対する技術的所見を求める。
(d) 施工上配慮すべき事項に関する技術的所見 (様式第4-4号)	① 当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について技術的所見を求める。 ② 「施工上配慮すべき事項」としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項を求める。 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応 ③ 施工者の技術力や見識の程度を評価する必要がある場合に適用する。特に工種が多いなど、高い技術力が求められるような場合に適用する。

【参考】課題の設定例

<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○工の実施手順について ・ ○○工の工程管理について ・ ○○工の品質管理を行うための手順について ・ ○○工施工時の安全対策について <p>(河川工事（橋梁工事含む）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出水時の現場内機材流出防止対策について ・ 出水に関する情報把握とその対応について <p>(橋梁工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部工架設時の安全管理について ・ 場所打杭工施工時の水質汚濁に留意した施工計画について <p>(道路工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボックスカルバート工施工時の交通処理計画について ・ 軟弱地盤上の初期盛土に当たっての留意事項について <p>(土工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模切土の施工上の問題点とその対策について ・ 盛土工事の品質確保のための施工上の工夫について <p>(舗装工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の品質確保のための施工上の工夫について ・ 天候予測と施工予定日の天候を踏まえた工程管理について <p>(高所作業を伴う工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止に留意した安全管理上の工夫について <p>(コンクリート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質確保の観点からコンクリート打設時の施工上の工夫について

(2) 実施確認項目

1) 評価項目の適用

①「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」に関する評価項目は必須項目とする。

2) 各評価項目設定に関する運用事項

a.企業の施工能力等について

評価項目	評価項目設定に関する運用事項
(a)同種工事の施工実績 (様式第5号)	<p>① 当該評価項目を適用するにあたっては、公告文等において、「同種工事」の定義を明確に示すこととする。 なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。</p> <p>② 入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」及び「同種工事に係る規模要件（延長○○以上、面積○○㎡等）」を規定する場合は、評価基準として「同種工事の規模」を適用する。なお、「規模」は契約単位で考慮する（累積評価ではない）ものとする。</p> <p>③ 入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定しない場合においても、総合評価の評価項目として「同種工事の施工実績」及び「同種工事の規模要件」を規定することが可能な場合は、「同種工事の規模」を評価基準とする。この場合、評価基準は、次のとおりとする。</p> <p>a. 同種工事の実績規模が、当該工事規模（V）以上の場合</p> <p>b. 同種工事の実績規模が、当該工事規模未満～V×1/2以上</p>

	<p>c. 同種工事の実績規模が、当該工事規模（V）の1／2未満 また、この場合は、「同種工事の実績がない」ことをもって申込者を失格とすることはできないので留意すること。</p> <p>④ 対象期間は、「過去10年間」を標準とし、対象期間の実績の有無で評価することを標準とする。なお、トンネル工事や特殊な基礎工事等実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大し対応することとする。</p> <p>⑤ 「同種工事の実績」については、前年度までに完成し、引渡しが完了した工事の中から、同種工事に該当する代表的なものの記載を求めるものとする。</p> <p>⑥ 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>⑦ 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者又は構成員のいずれの実績でも可とする。</p> <p>⑧ 「同種工事の実績」は、CORINS登録した工事カルテの写し、契約書の写し又は発注者の証明書及び引渡しが完了したことが確認できる書類（工事完成検査書、竣工カルテ）等により確認すること。なお、工事カルテや契約書の写しには、同種工事の内容の写しも提出してもらうこと。</p> <p>⑨ 「同種工事の実績」の提出は、当該工事が初回提出時の工事と同種工事の場合、提出を省略することができる。</p>
(b)企業の同一業種の工事成績評定点	<p>① 対象期間は、「過去5年間」とする。</p> <p>② 企業の同一業種の工事成績評定点の評価対象は、当該工事の建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事等)に区分して評価する。</p> <p>③ 小林市(旧野尻町を含む。但し、旧野尻町の工事成績評定点は150点満点である為、100点に算出する。)発注工事の工事成績評定点の平均点(小数点以下第2位を四捨五入)を工事成績点として算出し、下記の算定表により評価する。</p> $\text{評価点} = 20 \text{点} \times (\text{工事成績点} - 65 \text{点}) \div (85 \text{点} - 65 \text{点})$ <p>④ 最高工事成績点が85点以上の企業については、成績点を85点とする。</p> <p>⑤ 対象とする期間に工事成績点を有していない企業又は工事成績点が65点未満の企業については、成績点を65点とする。</p>
(c)ISO,COHSMS等の取得状況	<p>① 技術資料提出段階における、ISO9001、14001、COHSMS(労働安全衛生マネジメントシステム)、OHSAS18001及びエコアクションのいずれかの認定取得の有無を評価する。</p> <p>② 認定の取得は、認定書等の写しにより確認する。</p> <p>③ 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者の取得状況に限定する。</p> <p>④ ISO,COHSMS等の取得状況は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>

<p>(d)企業の優良工事表彰の実績 (様式第6号)</p>	<p>① 対象期間は、「過去5年間」を標準とし、対象期間（年度単位）の国及び県の表彰実績を評価する。</p> <p>② 表彰実績は、「土木系工事」と「建築系工事」の表彰実績を区分して評価する。</p> <p>例えば、当該発注工事が土木系工事の場合、「土木系工事」に係る優良工事表彰の実績に限るものとする。</p> <p>③ 共同企業体として表彰を受けたものについては、その代表者・構成員を問わず実績として認める。また、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>④ 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者及び構成員の表彰実績回数を加算して評価する。</p> <p>⑤ 企業の優良工事表彰の実績は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>
<p>(e)受注状況</p>	<p>① 対象工事の件数は、当該年度小林市発注の条件付一般競争入札（総合評価落札方式）による受注件数とする。</p>
<p>(f)災害時の協定の有無 (様式第7号)</p>	<p>① 技術資料提出段階における、小林市との災害時の協定の有無を評価する。</p> <p>② 協定の加入は、災害協定書の写し（建設業協会長の証明は不要）により確認する。</p> <p>③ 共同企業体の場合は、構成員のうち1社が実績を有していれば良い。</p> <p>④ 災害時の協定の有無は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>
<p>(g)地域内における過去2年間の地域貢献若しくは地域活動（ボランティア）の実績 (様式第8号及び様式第9号)</p>	<p>① 企業における地域貢献若しくは地域活動（ボランティア）の実績を評価し、対象期間は、「過去2年間」を標準とする。</p> <p>② 地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績は、下記のとおり確認を行なう。</p> <p>1) 公的機関の地域貢献又は地域活動・・・地域貢献・地域活動参加確認申請書（様式第9号）（コピー可）</p> <p>2) 公的機関以外の地域貢献又は地域活動・・・地域貢献・地域活動参加確認申請書（様式第9号）（コピー可）及び写真、新聞記事、感謝状、お礼状、活動要領、活動内容が記入されている書類（日報は不可）並びに事業所として参加したことが確認できる報告書を添付すること。</p> <p>③ 地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績の公的機関の証明は主催者の証明で提出すること。（国道、県道、市道又は小林市における祭り等での活動の証明は建設業協会長の証明は不可）</p> <p>例：(ア) 小林土木事務所管内における国県道の清掃等を行った場合は、小林土木事務所長の証明</p> <p>(イ) 小林市内における市道の清掃等を行った場合は小林市建設課長の証明</p> <p>(ウ) 小林市の祭りにおける活動は産業振興課又は地域振興課</p> <p>(エ) 会社が自主的に地域貢献、地域活動を行っている場合は公的機関の証明</p>

	<p>④ 地域貢献の評価対象は1) 原則無償であること。2) 会社としての活動であること。3) 地域に貢献した場合を条件とし、活動実施したものを評価する。</p> <p>○地域貢献：請負契約によらない地域貢献、災害発生時での地域貢献等 ○地域活動：道路や河川等の清掃・草刈り、交通安全、土木の日祭り等 ○会社が自主的に行っている活動：高齢者のゴミ出し等</p> <p>⑤ 評価の方法</p> <p>(ア) 評価対象の活動は地域活動を行った回数で評価する。出席した人数で数えない。</p> <p>(イ) 年間を通じて定期的に行った活動でも、年間1回としまた、同じ行事の準備と片付けでも1回として評価する。</p> <p>(ウ) 請負契約中の地域活動は対象外とする。例えば、請負契約の工事場所の安全パトロールは対象外とする。</p> <p>(エ) 出身学校の行事としての地域活動は対象外とする。例えば、○○学校○○会での市道における活動等。</p> <p>⑥ 共同企業体として発注する場合は、代表者又は構成員のいずれの実績でも評価する。</p> <p>⑦ 地域貢献又は地域活動（ボランティア）の実績は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>
<p>(h) 消防団員の雇用状況 (様式第10号及び様式第11号)</p>	<p>① 企業における消防団員の雇用状況の評価する。</p> <p>② 代表者又は技術申請書の提出日時時点で、3ヶ月以上の雇用関係にあるものを雇用している会社を評価対象とする。</p> <p>③ ②の評価対象者は、消防組織法に規定する消防団員として従事していること、なお、宮崎県内の消防団に限る。</p> <p>④ 消防団員の雇用状況は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>
<p>(i) 市県民税の納入方法</p>	<p>① 企業における市県民税の納入方法について評価する。</p> <p>② 管財課長から税務課長へ照会依頼文書を提出し、会社の市県民税の納入方法を照会する。</p>
<p>(j) 障がい者の雇用状況 (様式第12号)</p>	<p>① 障がい者の雇用状況の評価する。</p> <p>② 障がい者雇用状況については、障がい者雇用状況報告書の写しにより確認する。なお、障がい者雇用状況報告書の写しにより確認できない場合は、障害者手帳で確認する。</p> <p>③ 障がい者が恒常的な雇用関係にある者（開札時点で3か月以上の雇用関係にある者）とし、健康保険被保険者証の写し、市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）の写しにより確認する。</p> <p>④ 障がい者の雇用状況は、初回の工事で提出済みの場合、2回目以降は省略することができる。</p>

b.配置予定技術者の施工能力等について

- ① 単体発注又は共同企業体として発注する場合を問わず、企業から複数の配置予定技術者の申請があった場合は、各配置予定技術者について以下の(a)から(c)の評価を行う。

評価項目	評価項目設定に関する運用事項
<p>(a)配置予定技術者の同種工事の施工実績 (様式第13号)</p>	<p>① 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）における同種工事を担当した実績の有無を評価する。</p> <p>② 「担当した実績」としては、「監理技術者又は主任技術者」として従事した実績に限る。</p> <p>③ 対象期間は、「過去10年間」を標準とする。なお、必要な場合は、期間を拡大することができる。</p> <p>④ 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>⑤ 簡易型は配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。なお、対象工事の内容等に照らし合わせてヒアリングを行う必要がないと判断された時は省略が可能とする。</p> <p>⑥ 共同企業体の場合は、施工計画の策定を担当した配置予定技術者に対してヒアリングを行うものとする。</p> <p>⑦ ヒアリングを行う場合、配置予定技術者の過去5年間の同種工事の工事成績評定点（小林市（旧野尻町を含む）発注の工事種別ごとの工事成績の平均点）が90点を超える者は、配置予定技術者のヒアリングを免除することができる。</p> <p>なお、共同企業体の場合は、各構成員の配置予定技術者のうち、1名が上記条件に該当すれば、配置予定技術者のヒアリングを免除することができる。</p> <p>ヒアリングを免除した場合、ヒアリングの配点として15点を与えるものとする。</p> <p>⑧ 入札参加資格確認申請書等の提出期限日以降の配置予定技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めない。</p> <p>⑨ 配置予定技術者の同種工事の施工実績は、対象工事ごとに必ず提出するものとする。</p>
<p>(b)配置予定技術者の同一業種の工事成績評定点</p>	<p>① 配置予定技術者における対象期間は、「過去5年間」とする。</p> <p>② 配置予定技術者の同一業種の工事成績評定点の評価対象は、当該工事の建設工事の種類(土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事等)に区分して評価する。</p> <p>③ 小林市（旧野尻町を含む。但し、旧野尻町の工事成績評定点は150点満点である為、100点に算出する。）発注工事の工事成績評定点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を工事成績点として算出し、下記の算定表により評価する。</p> <p>評価点 = 5点又は10点 $\times (\text{工事成績点} - 65\text{点}) \div (85\text{点} - 65\text{点})$</p>

	<p>④ 工事成績点が 85 点以上の配置予定技術者については、成績点を 85 点とする。</p> <p>⑤ 対象とする期間に工事成績点を有していない企業又は工事成績点が 65 点未満の企業については、成績点を 65 点とする。</p>
(c)保有資格	<p>① 配置予定技術者の保有する資格を評価する。</p> <p>② 共同企業体として発注する場合は、当該配置予定技術者が代表者及び構成員のいずれに所属するかは問わない。</p> <p>③ 有資格による評価基準としては、以下の事例のように、工事内容に応じた設定が考えられる。</p> <p>1) 「1 級土木施工管理技士又は技術士」・「2 級土木施工管理技士」</p> <p>2) 「1 級舗装施工管理技術者」・「2 級舗装施工管理技術者」</p> <p>3) 「1 級建築士」・「1 級建築施工管理技士」</p> <p>④ 保有資格を総合評価項目として設定する場合は、公告文等で規定する「入札に参加する者に必要な要件」における「配置予定技術者の技術資格要件」と矛盾が生じないように留意する必要がある。</p> <p>⑤ 保有資格（期間）については、保有資格に関する合格証明書等の写しにより確認するものとする。</p>
(d)配置予定技術者の優良工事表彰の実績 (様式第 6 号)	<p>① 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）が過去に担当した工事で国から優良工事表彰を受けた実績を有する者を評価する。</p> <p>② 「担当した」ものとしては、「現場代理人、監理技術者又は主任技術者」として従事した実績に限る。</p> <p>③ 対象期間は、「過去 5 年間」を標準とする。</p> <p>④ 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。また、出資比率 20%以上のものに限る。</p> <p>⑤ 共同企業体として発注する場合は、当該配置予定技術者が代表者及び構成員のいずれに所属するかは問わない。</p> <p>⑥ 「土木系」「建築系」の区別は行わない。</p> <p>⑦ 優良工事表彰の実績は表彰状や新聞記事（日付入り）で確認する。</p> <p>⑧ 配置予定技術者の優良工事表彰の実績は、初回の工事で提出済みの場合、2 回目以降は省略することができる。</p>

9 総合評価による落札者の決定

(1) 技術評価点の設定の考え方

基礎点を100点とし、施工上の技術的課題の大小及び多寡により加算点の満点を10点から30点の範囲で決定することとする。

(2) 加算点の算出方法

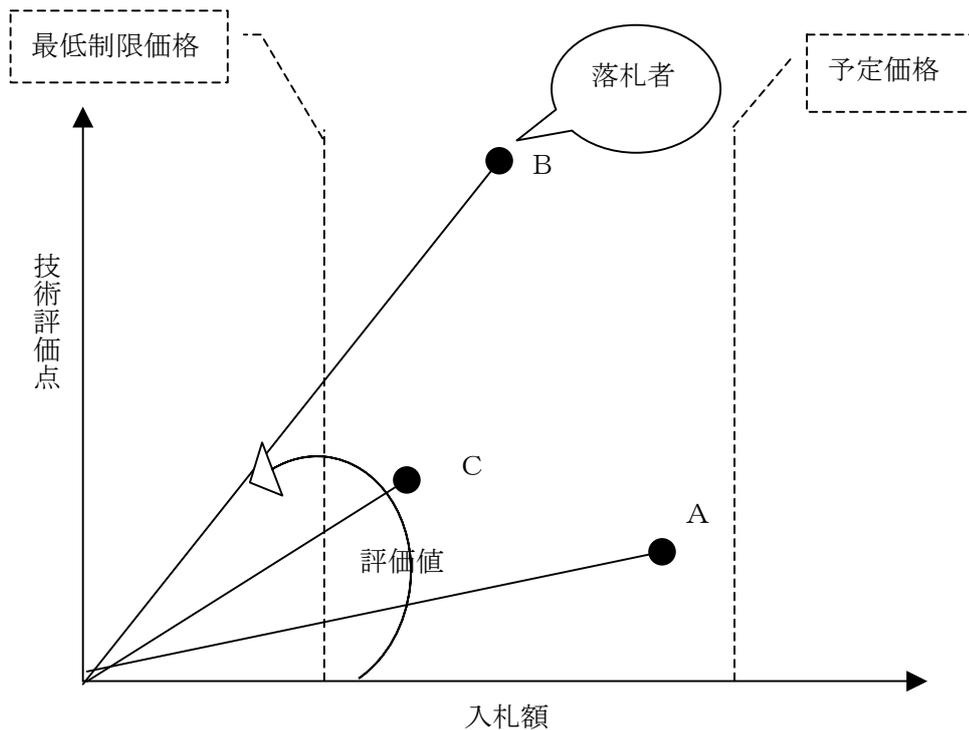
$$\text{加算点} = 10 \text{点、} 20 \text{ 又は } 30 \text{ (加算点の満点)} \times \frac{\text{評価項目毎の得点の合計値}}{100}$$

(3) 評価値の算出

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札額}} = \frac{\text{基礎点 (100点)} + \text{加算点}}{\text{入札額}}$$

(4) 入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。(図-3)

(図-3)



※上図の場合Cの入札額が最も小さいが、評価値（傾き）はBの方が大きいため、Bが落札者となる。

10 その他の留意事項

10-1 評価内容の担保

(1) 契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(2) 評価内容の担保

施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。なお、技術提案については、契約後に施工計画に明記し、監督員はその履行について指導を徹底するよう努めることとする。

(3) 工事成績評定点の減点方法

ア) 虚偽の報告等悪質なものについては、13点を減点する。

イ) 工事成績評定点の減点計算式

$$\text{工事成績評定点の減点} = 8 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$$

α : 当初の加算点

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

※8点については、工事成績採点の法令遵守等の項目の文書注意相当

【参考】

(計算例)

技術加算点が16点であり、請負額100百万円で落札された工事が施工の結果、技術加算点が10点であると判断された場合

$$\begin{aligned} \text{工事成績評定点の減点} &= 8 \times (16 \text{点} - 10 \text{点}) / 16 \text{点} \\ &= 8 \times 6 / 16 = 3.0 \text{点} \end{aligned}$$

10-2 中立的かつ公正な審査・評価の担保

(1) 学識経験者等の意見聴取

総合評価落札方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意を排除し、中立的かつ公正な審査・評価を行う。

市においては、下記の場合にあらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

①落札者決定基準を定めようとするとき

○宮崎県総合評価技術委員会の開催依頼文書

○宮崎県総合評価技術委員会提出書類・・・様式1、様式1-2、様式2及び様式3

②落札者を決定しようとするとき

○宮崎県総合評価技術委員会の開催依頼文書

○宮崎県総合評価技術委員会提出書類

・簡易型及び簡易型Ⅱ・・・様式E-3、様式F及び様式G

・特別簡易型・・・様式F及び様式G

※落札者を決定しようとする時に宮崎県総合評価技術委員会の提出する様式には、実際入札に参加された業者名は、アルファベット(A,B,C等)で表記すること。

※宮崎県総合評価技術委員会への提出書類は、委員会開催の前の週の金曜日までに県技術検査課へ提出すること。

なお、学識経験者には、小林市以外の別の公共工事の発注機関の立場において実務経験を有している者等も含まれる。小林市においては、当面、宮崎県総合評価技術委員会を活用することとする。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることがないようにすること。提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意することとする。

10-3 ヒアリング

(1) ヒアリングの日程調整

ヒアリング日程表により配置予定技術者と日程の調整を行う。

なお、設定に当たっては、入札参加業者がお互いに顔を合わさないように時間帯、場所等の調整を行う。

(2) ヒアリングの体制

ヒアリングは2名で実施する。(部長、課長、主幹、担当リーダー以上の者) なお、ヒアリングは同じ者が行うことを原則とする。

※電話によりヒアリングを行う場合は、「一人が電話応答を行い、もう一人電話のスピーカーで確認する。」又は「一人が電話の応答を行いヒアリング完了後、もう一人が録音記録で確認を行う。」のような要領で実施する。

(3) ヒアリングの質問事項及び評価基準

ア. 技術者専門技術力についての質問 (配置予定議技術者)

- ① 関連分野における施工経験や知識量
- ② 担当工事における主体性、創意工夫の取組

〈質問〉

◆様式第 号により工事経験調書を提出している場合

(質問)「提出いただいた主任(監理)技術者等の工事経験調書(様式第 号)に記載されて工事の中から、工事の一つ選んで、工事の概要及び工夫した点や苦勞した点などについてお答えください。」

《評価》

優	実績として挙げた工事の担当分野において中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。
良	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。
可	上記以外

- ◆ 様式第 号により工事経験調書を提出していない場合
技術者専門技術力についての質問を終了する。
→評価は「可」とする、

イ. 当工事の理解度・取組姿勢についての質問（配置予定技術者）

- ① 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度
- ② 課題への対応に関する技術的な裏付け
- ③ 技術的所見の履行の確実性の確認
- ④ 疑問点等に対する質問等の積極性

〈質問〉

- ◆ （質問）「提出いただいた〇〇〇〇に係る技術的所見（様式第 号）について説明してください。」（技術的所見の項目が複数ある場合はそれぞれの項目について実施する。）
- ◆ （質問）「その他、質問等がありますか。」

《評価》

優	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる。
良	当該工事について適切に理解している。
可	上記以外

ウ. 技術的所見の履行の確実性についての質問(企業の社員)

①技術的所見の確実性についての確認

※配置予定技術者の能力の評価にはしないので、同じ企業の社員であれば回答する者は限定しない。

〈質問〉（※先の回答により技術的所見の履行の確実性に疑問がある場合のみ）

- ◆ （質問）「提出いただいた〇〇〇〇に係る技術的所見についての実施方法について詳細に説明してください。」
（※履行の確実性が確認できない場合は、相手の納得も得ておく。）

〈例〉

「提出いただいた〇〇〇〇に係る技術的所見については、状況によっては実施できないということでもいいですか。」

エ. ヒアリング結果の評価

様式 の結果から様式 を作成する。

〈ヒアリング結果の集計方法〉

担当1 \ 担当2	優	良	可
優	優	優	良
良	優	良	可
可	良	可	可

〈注意事項〉

- ①ヒアリング時まで担当となる技術者を決定する。
- ②鋼橋については製作・架設の配置予定技術者の2名に対してヒアリングを行う。
- ③分割工区（1工区、2工区）において同じ落札者決定基準を設定している場合で同じ配置予定技術者を提出している企業については、発注者の判断によりヒアリングを1回とすることができる。

10-4 情報の公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、各業者の入札額や技術評価点・評価値等についても、契約後早期に公表する。

(1) 手続き開始等

総合評価落札方式の適用工事は、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 入札参加要件
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件
 - ・ 得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の技術評価点
- ④ 各業者の評価値

(3) 苦情及び説明要求等の対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

【参考】

○ 各入札契約制度（方式）の特長と相互関係について

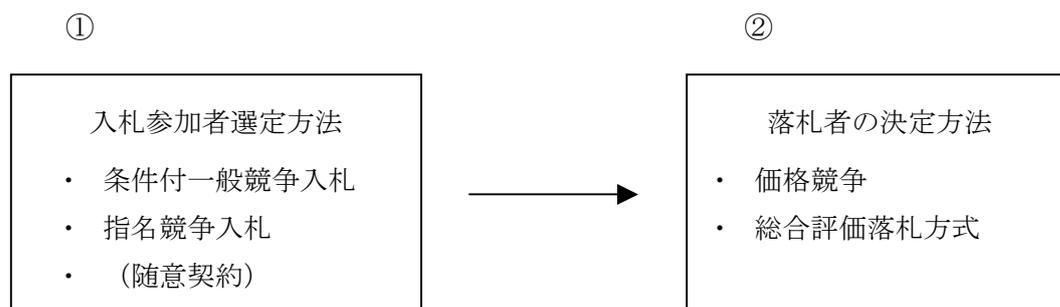
（１） 導入経緯から見た分類

公共工事の入札契約制度（方式）については、透明性、客観性及び競争性の観点から一般競争入札方式や条件付き一般競争入札の導入・拡大が図られている。

一方、品質の確保・向上・コスト縮減の観点から民間の技術力を一層広く活用する方式として V E 方式、設計施工一括発注方式、総合評価落札方式などの導入が図られている。

（２） 入札参加者を決定する方法か、落札者を決定する方法による分類

- ① 入札手続きの前段において、入札に参加する業者をどのように集めるのか、によって分類
- ② 入札手続きの最後において、落札業者 1 社を決定する方法が価格だけで決めるのか、価格以外の技術提案の内容等も加味して決めるのか、によって分類。



◇一般競争入札

発注する工事ごとに入札参加資格を設定し、公告等により広く入札参加の希望者を募り、資格を有していると確認されたものによって競争入札を行う方式

◇条件付一般競争入札

発注する工事ごとに、建設工事の種類、等級区分、事業所の所在地に関する要件等の入札参加条件を設定し、公告等により広く入札参加の希望者を募り、条件を満たしていると確認されたものによって競争入札を行う方式

◇総合評価落札方式

価格と技術提案の内容等とを総合的に評価し、落札者を決定する方式
(簡易型、標準型、高度技術提案型に分類される)

（３） その他の入札契約方式

◇入札時 V E 方式

工事の入札時に入札参加者から施工方法等についての技術提案を受け付け、発注者の審査で承認された場合、各社それぞれ提案した工法に基づいて入札を行い最低価格を提示した者と契約する方式

◇契約後V E方式

工事の契約後に受注者から技術提案を受け付け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の半分を支払う方式

◇設計・施工一括発注方式（デザインビルド）

入札時に設計及び施工に関する技術提案を受け付け、発注者の審査で承認された場合、各社それぞれ技術提案に基づいて入札を行い最低価格を提示した者と契約する方式。

設計と施工とは分離発注が原則であることから、当方式については、設計と施工とを一体的に発注することにより効率的な執行及び公正な競争の促進に繋がると考えられる場合などに限定して活用することとしている。

これらの技術提案を受け付ける入札契約方式は、比較的規模の大きい工事に適用しており、入札参加者選定方法については条件付一般競争入札により運用している。

また、落札者の決定方法については、価格競争としているところである。

例えば、「設計・施工一括発注方式の案件を条件付き一般競争入札で集め、価格競争で落札者を決定する」など。

しかしながら、入札時V E方式、設計・施工一括発注方式ともに、総合評価落札方式として運用することも可能であり、直轄工事においては総合評価落札方式の標準型・高度技術提案型における提案をV E提案として扱い、高度技術提案型においては設計・施工一括方式も活用されているところである。

なお、入札時V E方式と契約後V E方式は併用も可能である。

事務連絡
年 月 日

小林市公共工事改善検討部会

様

〇〇課長

小林市公共工事改善検討部会の開催について（依頼）

総合評価落札方式による工事について、下記のとおり委員の意見聴取を行いたいので、小林市公共工事改善検討部会設置要綱第2条第9号の規定に基づき、小林市公共工事改善検討部会の開催を依頼いたします。

記

No.	工事名	意見の聴取内容
1		落札者決定基準の策定

（文書取扱：〇〇課）

第 号
年 月 日

宮崎県県土整備部
技術企画課長 殿

小林市長

宮崎県総合評価技術委員会の開催について（依頼）

総合評価落札方式による工事について、下記のとおり学識経験者の意見聴取を行いたいので、宮崎県総合評価技術委員会設置要領第8条の規定に基づき、宮崎県総合評価技術委員会の開催をお願いします。

記

No.	工事名	意見の聴取内容
1		落札者決定基準の策定

（文書取扱：〇〇課）

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）工事概要表

事務所	年度	番号

事務所名		<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center;"> <h1>平面図</h1> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center;"> <h1>写真</h1> </div>
工事名		
工事費区分	<input type="checkbox"/> 5億円以上 <input type="checkbox"/> 5億円～2億円 <input type="checkbox"/> 2億円～1億円 <input type="checkbox"/> 1億円～2千5百万円	
施工場所		
路河川名		
工事目的		
工事概要		
工事の特色 及び課題		

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）参考資料

事務所	年度	番号

標準断面図

平成○年度 ○○事業 ○○線 ○○工事 工事位置図

事務所	年度	番号

位置図

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）技術資料評価項目シート

事務所	年度	番号

評価の視点	評価項目	評価基準	ウエイト	基本配点
施工計画	工程管理に係る技術的所見	優		
		良		
		可		
		不適格		
	品質管理に係る技術的所見	優		
		良		
		可		
		不適格		
	施工上の課題に係る技術的所見	優		
		良		
		可		
		不適格		
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	優		
		良		
		可		
		不適格		
			小計	
企業の 施工能力	企業の 技術力	過去 10 年間の同種工事の施工実績	○件以上	
			○件以上 ○件未満	
			○件未満	
		小林市における過去 5 年間の同一業種の工事成績の平均点	$20 \text{点} \times \frac{\text{(工事成績点}-65 \text{点})}{(85 \text{点}-65 \text{点})}$	
		過去 5 年間の優良表彰の実績有無 (○○系)	優良表彰の実績がある	
			優良表彰の実績がない	
		ISO,COHSMS 等の取得状況	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント),OHSAS18001,エコアクションのうち3つ取得している。	
			ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント),OHSAS18001,エコアクションのうち2つ取得している。	
			ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント),OHSAS18001,エコアクションのうち1つ取得している。	
			ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント),OHSAS18001,エコアクションのいずれも取得していない。	
	受注状況	当該年度における受注状況 受注件数 = 0		
		〃 受注件数 = 1		
		〃 受注件数 ≥ 2		
	企業の 地域 社会貢献度	災害時の協定の有無	災害時の協定に加入している。	
			災害時の協定に加入していない。	
		地域内における過去 2 年間の地域貢献若しくは地域活動 (ボランティア) の実績	小林市内における地域貢献又は地域活動の実績が○回以上ある。	
			小林市内における地域貢献又は地域活動の実績が○回以上○回未満ある。	
			上記に該当しない	
		消防団員の雇用の状況	消防団員を 3 名以上雇用している。	
			消防団員を 2 名雇用している。	
			消防団員を 1 名雇用している。	
			消防団員を雇用していない。	
		市県民税の納入方法	特別徴収事業者	
			普通徴収事業者	
障がい者の雇用状況		障がい者の法定雇用義務がある。：障がい者が法定雇用数以上		
		障がい者の法定雇用義務がない。：障がい者の雇用が 1 名以上		
		障がい者の法定雇用義務がある。：障がい者が法定雇用数未満		
	障がい者の法定雇用義務がない。：障がい者の雇用がない			
			小計	
配置予定技術者の能力	過去 10 年間の主任 (監理) 技術者等の同種工事の施工経験	○件以上		
		○件以上 ○件未満		

		○件未満		
	小林市における過去5年間の同一業種の主任（監理）技術者等としての工事成績	5点又は10点× $\frac{(\text{工事成績点}-65)}{(85-65)}$		
	技術士（建設部門）又は1級及び2級土木施工管理技士としての資格（期間）	技術士又は1級土木施工管理技士	10年以上	
			10年未満	
		2級土木施工管理技士	10年以上	
			3年以上10年未満	
		3年未満		
	過去5年間の主任（監理）技術者等としての優良表彰の実績の有無	優良表彰の実績が有る		
		優良表彰の実績がない		
ヒアリング	技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組みが確認できる		
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる		
		その他		
	当該工事の理解度・取組む姿勢	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組み姿勢が見られる		
		当該工事について適切に理解している		
		その他		
	技術者の技術上のコミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である		
		その他		
			小計	
得点の合計				

加算点の満点	設定理由

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）の評価値の算出

(ア) 加算点の算出 加算点＝10点、20点又は30点×評価項目ごとの得点の合計値／100

(イ) 評価値の算出 評価値＝技術評価点／入札額＝(基礎点(100点)＋加算点)／入札額

同種工事等の設定

同種工事	
類似工事	

事務連絡
年 月 日

小林市公共工事改善検討部会

様

〇〇課長

小林市公共工事改善検討部会の開催について（依頼）

総合評価落札方式による工事について、下記のとおり委員の意見聴取を行いたいので、小林市公共工事改善検討部会設置要綱第2条第9号の規定に基づき、小林市公共工事改善検討部会の開催を依頼いたします。

記

No.	工事名	意見の聴取内容
1		評価内容の確認

（文書取扱：〇〇課）

第 号
年 月 日

宮崎県県土整備部
技術企画課長 殿

小林市長

宮崎県総合評価技術委員会の開催について（依頼）

総合評価落札方式による工事について、下記のとおり学識経験者の意見聴取を行いたいので、宮崎県総合評価技術委員会設置要領第8条の規定に基づき、宮崎県総合評価技術委員会の開催をお願いします。

記

No.	工事名	意見の聴取内容
1		評価内容の確認

（文書取扱：〇〇課）

簡易な施工計画の提案内容評価表

総合評価番号 - -

指定課題	1		2		3		4	
	評価	A	評価	B	評価	C	評価	D
〇〇の課題について								
優 (赤 2 点) 評価数								
良 (青 1 点) 評価数								
評価点数計								
評価値								
評 価								

評価点数の最高
評価点数の最低

注 1) 評価点数 = (優) 評価数 × 2 + (良) 評価数 × 1 評価点 = (評価点数 - 評価点数の最低点) / (評価点数の最高点 - 評価点数の最低点)

注 2) 評価点 ≥ 0.67 → 優 0.67 > 評価点 ≥ 0.33 → 良 0.33 > 評価点 → 可

作成手順	担当
① 提出された技術所見を分類し、企業ごとに箇条書きで整理する (上表の黒書き)	
② 表の内容を赤 (優)、青 (良)、可 (黒) に分類する (評価の欄に優 → 2、良 → 1、可 → 0 を入力)	
③ (優)、(良) の数を数えて評価点を算出し、評価基準により優、良、可の評価を行う	

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）加算点一覧表

企業の施工能力の 工事成績最高点		配置予定技術者の 工事成績最高点		加算点の 満点	
---------------------	--	---------------------	--	------------	--

事務所	年度	番号

注意：不要な行があっても削除しないこと

評価の視点	評価項目		評価基準	ウェイト	配点	A		B		C		D		E	
						判定	得点								
施工計画	工程管理に係る技術的所見	優													
		良													
		可													
		不適格													
	品質管理に係る技術的所見	優													
		良													
		可													
		不適格													
	施工上の課題に係る技術的所見	優													
		良													
		可													
		不適格													
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	優													
		良													
		可													
		不適格													
			小計												
企業の 施工能力	企業の 技術力	過去 10 年間の同種工 事の施工実績	○件以上												
			○件以上 ○件未満												
			○件未満												
	小林市における過去 5 年間の同一業種の工 事成績の平均点	20点又×	(工事成績点—65点) ————— (85点—65点)												
	過去 5 年間の優良表 彰の実績有無 (○○ 系)	優良表彰の実績がある													
		優良表彰の実績がない													
	ISO,COHSMS 等の取 得状況	ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント) OHSAS18001_2エコアクションのうち3つ以上取得している。													
		ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント) OHSAS18001_2エコアクションのうち2つ取得している。													
ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント) OHSAS18001_2エコアクションのうち1つ取得している。															
		ISO9001,ISO14001,COHSMS(労働安全衛生マネジメント) OHSAS18001_2エコアクションのいずれも取得していない。													

ヒアリング	技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、 創意工夫等の積極的な取組みが確認できる																			
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を 行ったことが確認できる																			
		その他																			
	当該工事の理解度・ 取組む姿勢	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的 な取組み姿勢が見られる																			
		当該工事について適切に理解している																			
		その他																			
	技術者の技術上のコ ミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である																			
		その他																			
				小計																	
	得点の合計																				
加算点																					

総合評価落札方式（簡易型・簡易型Ⅱ・特別簡易型）に関する評価調書

事務所	年度	番号

評価の視点	評価項目	配点	A	B	C	D	E	F	G	H	
施工計画	工程管理に係る技術的所見										
	品質管理に係る技術的所見										
	施工上の課題に係る技術的所見										
	施工上配慮すべき事項に係る技術的所見										
	小計										
企業の 施工能力	企業の 技術力	過去 10 年間の同種工事の施工実績									
		小林市における過去 5 年間の同一業種の工事成績の平均点									
		過去 5 年間の優良表彰の実績有無（〇〇系）									
		ISO,COHSMS 等の取得状況									
		受注状況									
	企業の地域 社会貢献度	災害時の協定の有無									
		地域内における過去 2 年間の地域貢献若しくは地域活動（ボランティア）の実績									
		消防団員の雇用状況									
		市県民税の納入方法									
		障がい者の雇用状況									
	小計										
	配置予定技術者の能力	過去 10 年間の主任（監理）技術者等の同種工事の施工経験									
		小林市における過去 5 年間の同一業種の主									

	任（監理）技術者等としての工事成績の平均点											
	技術士（建設部門）又は1級土木施工管理技士としての資格（期間）											
	過去5年間の主任（監理）技術者等としての優良表彰の実績の有無											
	ヒアリング	技術者の専門技術力										
		当該工事の理解度・取組む姿勢										
		技術者の技術上のコミュニケーション力										
	小計											
	①得点の合計		100									
	②加算点 加算点の満点=○点 ②=○×①/100		○									
	③技術評価点 ③=100+②											
④入札額（円）（税抜き）												
⑤評価値 ⑤=③/④×1,000,000												
落札候補者												